

信託会社等に関する総合的な監督指針 新旧対照表（案）

改 正 案	現 行
<p>3 運用型信託会社</p> <p>3-2 免許申請書の審査に際しての留意事項</p> <p>3-2-2 業務方法書の審査</p> <p>法第5条第1項第1号に基づく定款及び業務方法書の審査のうち、業務方法書の規定が法令に適合し、信託業務を適正に遂行するために十分なものであるか否かの審査については、法第4条第3項各号及び規則第6条第2項各号に掲げる必要記載項目ごとに、以下の点に留意するものとする。</p> <p>(1)～(7) (略)</p> <p>(8) 信託契約締結の勧誘、信託契約の内容の明確化及び信託財産の状況に係る情報提供に関する基本方針</p> <p>顧客に対して勧誘を行う際には、顧客の知識、経験及び財産の状況に応じ、商品内容について十分な情報提供と説明を行い、契約内容を明確化する旨が記載されているか。また、規則第38条第1項各号に掲げる場合を除き、受託する信託財産の計算期間ごとに信託財産状況報告書を顧客に対し交付又は当該報告書に記載すべき事項を電磁的方法により提供する旨が記載されているか。</p> <p>3-2-4 人的構成に照らした業務遂行能力の審査</p>	<p>3 運用型信託会社</p> <p>3-2 免許申請書の審査に際しての留意事項</p> <p>3-2-2 業務方法書の審査</p> <p>法第5条第1項第1号に基づく定款及び業務方法書の審査のうち、業務方法書の規定が法令に適合し、信託業務を適正に遂行するために十分なものであるか否かの審査については、法第4条第3項各号及び規則第6条第2項各号に掲げる必要記載項目ごとに、以下の点に留意するものとする。</p> <p>(1)～(7) (略)</p> <p>(8) 信託契約締結の勧誘、信託契約の内容の明確化及び信託財産の状況に係る情報提供に関する基本方針</p> <p>顧客に対して勧誘を行う際には、顧客の知識、経験及び財産の状況に応じ、商品内容について十分な情報提供と説明を行い、契約内容を明確化する旨が記載されているか。また、規則第38条第1項各号に掲げる場合を除き、受託する信託財産の計算期間ごとに信託財産状況報告書を顧客に対し交付する旨が記載されているか。</p> <p>3-2-4 人的構成に照らした業務遂行能力の審査</p>

改正案	現行
<p>申請者が法第5条第1項第3号並びに規則第7条第3号及び第4号に掲げる業務遂行能力等に関する基準を満たしているか否かについては、業務方法書等の記載内容に照らして、以下により判断することとする。なお、これらはあくまでも例示であり、その行うべき体制整備等は申請者が行おうとする信託業務の規模、特性により異なることに留意し、申請者が以下の基準を満たしていない場合には、満たす必要がない合理的理由について聴取することとする。</p> <p>(1) 顧客保護の観点からの信託業務の執行方法の審査</p> <p>① (略)</p> <p>② 信託契約の締結の勧誘及び信託契約の内容の明確化の執行方法</p> <p>顧客への勧誘・説明に関する社内規則に、顧客への勧誘、信託契約の内容の明確化及び説明並びに信託契約締結時の書面交付又は当該書面に記載すべき事項の電磁的方法による提供の方法が具体的に定められており、法令等を遵守した適切な信託の引受けを行うこととしているか。特に、法第24条第2項に規定する委託者の知識、経験及び財産の状況に照らした適切な信託の引受けを行うため、顧客の知識、投資意向、投資経験等の顧客属性について把握し、顧客属性に照らした勧誘、説明、引受けを行うための具体的な方法が記載されているか。また、顧客属性の把握の状況及び信託の引受けの際の法令等の遵守状況について適切に検証することとしているか。</p> <p>③・④ (略)</p>	<p>申請者が法第5条第1項第3号並びに規則第7条第3号及び第4号に掲げる業務遂行能力等に関する基準を満たしているか否かについては、業務方法書等の記載内容に照らして、以下により判断することとする。なお、これらはあくまでも例示であり、その行うべき体制整備等は申請者が行おうとする信託業務の規模、特性により異なることに留意し、申請者が以下の基準を満たしていない場合には、満たす必要がない合理的理由について聴取することとする。</p> <p>(1) 顧客保護の観点からの信託業務の執行方法の審査</p> <p>① (略)</p> <p>② 信託契約の締結の勧誘及び信託契約の内容の明確化の執行方法</p> <p>顧客への勧誘・説明に関する社内規則に、顧客への勧誘、信託契約の内容の明確化及び説明並びに信託契約締結時の書面交付の方法が具体的に定められており、法令等を遵守した適切な信託の引受けを行うこととしているか。特に、法第24条第2項に規定する委託者の知識、経験及び財産の状況に照らした適切な信託の引受けを行うため、顧客の知識、投資意向、投資経験等の顧客属性について把握し、顧客属性に照らした勧誘、説明、引受けを行うための具体的な方法が記載されているか。また、顧客属性の把握の状況及び信託の引受けの際の法令等の遵守状況について適切に検証することとしているか。</p> <p>③・④ (略)</p>

改正案	現行
<p>(2) 経営体制等に照らした業務遂行能力の審査</p> <p>① (略)</p> <p>② 業務運営体制</p> <p>イ. 法令等を遵守し、信託商品の適切な勧誘、説明及び書面交付又は<u>当該書面に記載すべき事項の電磁的方法による提供</u>を顧客に行えるよう営業の担当者に適切に研修等を実施できる体制が整備されているか。</p> <p>ロ. ～へ. (略)</p> <p>③ (略)</p> <p>3-5 業務運営の状況に関して報告・改善を求める場合の留意事項</p> <p>3-5-1 業務運営状況の評価に関する留意事項</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) <u>契約締結前交付書面又は当該書面に記載すべき事項の電磁的方法による提供</u>についての留意事項</p> <p>① (略)</p> <p>② 規則第30条の23第3項第3号に規定する「当該信託会社とファンド関係者との間の資本関係」については、ファンド関係者が当該信託会社の令第2条第1項第2号から第8号までに掲げる者に該当する場合に、その旨を<u>提供</u>する。</p> <p>③ 規則第30条の23第3項第3号に規定する当該信託会社とファンド</p>	<p>(2) 経営体制等に照らした業務遂行能力の審査</p> <p>① (略)</p> <p>② 業務運営体制</p> <p>イ. 法令等を遵守し、信託商品の適切な勧誘、説明及び書面交付を顧客に行えるよう営業の担当者に適切に研修等を実施できる体制が整備されているか。</p> <p>ロ. ～へ. (略)</p> <p>③ (略)</p> <p>3-5 業務運営の状況に関して報告・改善を求める場合の留意事項</p> <p>3-5-1 業務運営状況の評価に関する留意事項</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 契約締結前交付書面についての留意事項</p> <p>① (略)</p> <p>② 規則第30条の23第3項第3号に規定する「当該信託会社とファンド関係者との間の資本関係」については、ファンド関係者が当該信託会社の令第2条第1項第2号から第8号までに掲げる者に該当する場合に、その旨を<u>記載</u>する。</p> <p>③ 規則第30条の23第3項第3号に規定する当該信託会社とファンド</p>

改正案	現行
<p>関係者との間の「人的関係」については、合理的と認められる一定の時点における役職員の兼職状況を<u>提供</u>する。</p> <p>(4) 信託財産状況報告書についての留意事項</p> <p>① (略)</p> <p>② 規則第 37 条第 5 項に基づき、信託財産状況報告書に規則第 30 条の 23 第 3 項各号に掲げる事項に係る情報を提供する場合、同項第 3 号に規定する「当該信託会社とファンド関係者との間の資本関係」については、ファンド関係者が当該信託会社の令第 2 条第 1 項第 2 号から第 8 号までに掲げる者に該当する場合に、その旨を<u>提供</u>する。</p> <p>また、規則第 30 条の 23 第 3 項第 3 号の当該信託会社とファンド関係者との間の「人的関係」については、合理的と認められる一定の時点における役職員の兼職状況を<u>提供</u>する。</p> <p>(5) 電子決済手段に関する留意事項</p> <p>電子決済手段の信託については、以下の点に留意するものとする。</p> <p>①～⑦ (略)</p> <p>⑧ その他電子決済手段に係る留意事項</p> <p>イ. (略)</p> <p>ロ. 役職員による規則第 30 条の 27 第 5 号に規定する行為を防止するために、電子決済手段関係情報を入手し得る立場にある、役職員による電子決済手段の売買その他の取引等の実態把握を行い、必要に応じてその方法の見直しを行う等、適切な措置を講じているかに留意する。</p>	<p>関係者との間の「人的関係」については、合理的と認められる一定の時点における役職員の兼職状況を<u>記載</u>する。</p> <p>(4) 信託財産状況報告書についての留意事項</p> <p>① (略)</p> <p>② 規則第 37 条第 7 項に基づき、信託財産状況報告書に規則第 30 条の 23 第 3 項各号に掲げる事項を記載する場合、同項第 3 号に規定する「当該信託会社とファンド関係者との間の資本関係」については、ファンド関係者が当該信託会社の令第 2 条第 1 項第 2 号から第 8 号までに掲げる者に該当する場合に、その旨を<u>記載</u>する。</p> <p>また、規則第 30 条の 23 第 3 項第 3 号の当該信託会社とファンド関係者との間の「人的関係」については、合理的と認められる一定の時点における役職員の兼職状況を<u>記載</u>する。</p> <p>(5) 電子決済手段に関する留意事項</p> <p>電子決済手段の信託については、以下の点に留意するものとする。</p> <p>①～⑦ (略)</p> <p>⑧ その他電子決済手段に係る留意事項</p> <p>イ. (略)</p> <p>ロ. 役職員による規則第 30 条の 26 第 6 号に規定する行為を防止するために、電子決済手段関係情報を入手し得る立場にある、役職員による電子決済手段の売買その他の取引等の実態把握を行い、必要に応じてその方法の見直しを行う等、適切な措置を講じているかに留意する。</p>

改正案	現行
<p>ハ. 規則第<u>34</u>条第1項第5号ニに規定する「取り扱う電子決済手段の概要及び特性(当該電子決済手段の移転の確定する時期及びその根拠を含む。)」及び同号トに規定する「電子決済手段の内容に関し参考となると認められる事項」としては、例えば以下の事項が考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 電子決済手段の主な用途</li> <li>・ 電子決済手段の保有又は移転の仕組み(移転の確定する時期及びその根拠を含む。)に関する事項</li> <li>・ 電子決済手段の総発行量及び発行可能な数量に上限がある場合はその上限</li> <li>・ 電子決済手段の流通状況</li> <li>・ 電子決済手段に内在するリスク</li> <li>・ 電子決済手段の償還に関する事項、利用者財産の管理方法、倒産隔離の状況等</li> </ul> <p>(6) 暗号資産に関する留意事項</p> <p>暗号資産等の信託については、以下の点に留意するものとする。</p> <p>①～⑦ (略)</p> <p>⑧ その他暗号資産に係る留意事項</p> <p>イ. (略)</p> <p>ロ. 規則第30条の<u>27</u>第3号に規定する「裏付けとなる合理的な根拠を示さないで、第三十条の二十四号及び第六号イからホまでに掲げる事項に関する表示をする行為」として、例えば、以下のものが考えられる。</p>	<p>ハ. 規則第<u>33</u>条第1項第5号ニに規定する「取り扱う電子決済手段の概要及び特性(当該電子決済手段の移転の確定する時期及びその根拠を含む。)」及び同号トに規定する「電子決済手段の内容に関し参考となると認められる事項」としては、例えば以下の事項が考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 電子決済手段の主な用途</li> <li>・ 電子決済手段の保有又は移転の仕組み(移転の確定する時期及びその根拠を含む。)に関する事項</li> <li>・ 電子決済手段の総発行量及び発行可能な数量に上限がある場合はその上限</li> <li>・ 電子決済手段の流通状況</li> <li>・ 電子決済手段に内在するリスク</li> <li>・ 電子決済手段の償還に関する事項、利用者財産の管理方法、倒産隔離の状況等</li> </ul> <p>(6) 暗号資産に関する留意事項</p> <p>暗号資産等の信託については、以下の点に留意するものとする。</p> <p>①～⑦ (略)</p> <p>⑧ その他暗号資産に係る留意事項</p> <p>イ. (略)</p> <p>ロ. 規則第30条の<u>26</u>第4号に規定する「裏付けとなる合理的な根拠を示さないで、第三十条の二十四号及び第六号イからホまでに掲げる事項に関する表示をする行為」として、例えば、以下のものが考えられる。</p>

改正案	現行
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 偏った分析結果を利用して、暗号等資産の価格の推移を予測する行為</li> <li>・ 信託会社を取り扱う暗号等資産であることを理由に、当該暗号等資産が安全かつリスクが低い旨の表示を行う行為</li> <li>・ 信託会社の免許等を受けた者であることを理由に、財務状況等が健全である旨の表示を行う行為</li> </ul> <p>ハ. 役職員による規則第 30 条の <u>27</u> 第 <u>6</u> 号に規定する行為を防止するために、暗号資産関係情報を入手し得る立場にある、役職員による暗号等資産に係る有価証券の売買その他の取引等の実態把握を行い、必要に応じてその方法の見直しを行う等、適切な措置を講じているかに留意する。</p> <p>二. 規則第 <u>34</u> 条第 1 項第 6 号二に規定する「取り扱う暗号等資産の概要及び特性」及び同号ホに規定する「暗号等資産の性質に関し参考となると認められる事項」としては、例えば以下の事項を含め、日本暗号資産取引業協会が公表する暗号資産の概要説明書記載の内容を参考とするものとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 暗号等資産の主な用途</li> <li>・ 暗号等資産の保有又は移転の仕組みに関する事項</li> <li>・ 暗号等資産の総発行量及び発行可能な数量に上限がある場合はその上限</li> <li>・ 暗号等資産の流通状況</li> <li>・ 暗号等資産に内在するリスク</li> </ul> <p>(7)・(8) (略)</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 偏った分析結果を利用して、暗号等資産の価格の推移を予測する行為</li> <li>・ 信託会社を取り扱う暗号等資産であることを理由に、当該暗号等資産が安全かつリスクが低い旨の表示を行う行為</li> <li>・ 信託会社の免許等を受けた者であることを理由に、財務状況等が健全である旨の表示を行う行為</li> </ul> <p>ハ. 役職員による規則第 30 条の <u>26</u> 第 <u>7</u> 号に規定する行為を防止するために、暗号資産関係情報を入手し得る立場にある、役職員による暗号等資産に係る有価証券の売買その他の取引等の実態把握を行い、必要に応じてその方法の見直しを行う等、適切な措置を講じているかに留意する。</p> <p>二. 規則第 <u>33</u> 条第 1 項第 6 号二に規定する「取り扱う暗号等資産の概要及び特性」及び同号ホに規定する「暗号等資産の性質に関し参考となると認められる事項」としては、例えば以下の事項を含め、日本暗号資産取引業協会が公表する暗号資産の概要説明書記載の内容を参考とするものとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 暗号等資産の主な用途</li> <li>・ 暗号等資産の保有又は移転の仕組みに関する事項</li> <li>・ 暗号等資産の総発行量及び発行可能な数量に上限がある場合はその上限</li> <li>・ 暗号等資産の流通状況</li> <li>・ 暗号等資産に内在するリスク</li> </ul> <p>(7)・(8) (略)</p>

改正案	現行
<p>3-5-11 苦情等への対処（金融ADR制度への対応も含む）</p> <p>3-5-11-4 各種書面に記載すべき事項に係る情報提供</p> <p>信託会社は、各種書面（契約締結前交付書面等）等において金融ADR制度への対応内容を提供することが、法令上、義務付けられている。それら書面等には、指定ADR機関が存在しない場合は苦情処理措置・紛争解決措置の内容を提供する必要があるが、例えば、信託会社が外部機関を利用している場合、当該外部機関（苦情処理・紛争解決にかかる業務の一部を他の機関に委託等している場合、当該他の機関も含む。）の名称及び連絡先など、実態に即して適切な事項を提供すべきことに留意する。</p> <p>3-9 金融商品取引法に係る留意事項</p> <p>3-9-2 特定信託契約に係る留意事項</p> <p>信託会社が行う信託契約のうち、金利、通貨の価格、金融商品市場における相場その他の指標に係る変動により、信託の元本について損失が生ずるおそれがある信託契約（以下、「特定信託契約」という。施行規則第30条の2第1項参照。）については、金融商品取引法の行為規制が準用され、広告等の規制等が適用されることにも留意する必要がある。監督上の着眼点については、「金融商品取引業者等向けの総合的な監督指針」の「Ⅲ-2-3-1 適合性原則」、「Ⅲ-2-3-3 広告等の規制」、「Ⅲ-2-3-4 顧客に対する説明態勢」、「Ⅳ-3-1-2（3）高齢顧客への勧誘に係る留意事項」等を参照するものとする。</p>	<p>3-5-11 苦情等への対処（金融ADR制度への対応も含む）</p> <p>3-5-11-4 各種書面への記載</p> <p>信託会社は、各種書面（契約締結前交付書面等）において金融ADR制度への対応内容を記載することが、法令上、義務付けられている。それら書面には、指定ADR機関が存在しない場合は苦情処理措置・紛争解決措置の内容を記載する必要があるが、例えば、信託会社が外部機関を利用している場合、当該外部機関（苦情処理・紛争解決にかかる業務の一部を他の機関に委託等している場合、当該他の機関も含む。）の名称及び連絡先など、実態に即して適切な事項を記載すべきことに留意する。</p> <p>3-9 金融商品取引法に係る留意事項</p> <p>3-9-2 特定信託契約に係る留意事項</p> <p>信託会社が行う信託契約のうち、金利、通貨の価格、金融商品市場における相場その他の指標に係る変動により、信託の元本について損失が生ずるおそれがある信託契約（以下、「特定信託契約」という。施行規則第30条の2第1項参照。）については、金融商品取引法の行為規制が準用され、広告等の規制等が適用されることにも留意する必要がある。</p>

改正案	現行
<p>(1) (略)</p> <p>(2) 説明方法  <u>契約締結前交付書面（特定信託契約の一部の変更をすることを内容とする特定信託契約を締結しようとする場合に交付等するものを含む。）の交付又は当該書面に記載すべき事項の電磁的方法による提供</u>に関し、特定信託契約を締結する前に、あらかじめ、顧客(特定投資家（準用金融商品取引法第 34 条の 2 第 5 項の規定により特定投資家以外の顧客とみなされる者を除き、準用金融商品取引法第 34 条の 3 第 4 項（準用金融商品取引法第 34 条の 4 第 4 項において準用する場合を含む。）の規定により特定投資家とみなされる者を含む。）を除く。)に対して、その知識、経験、財産の状況及び特定信託契約を締結する目的に照らし、<u>書面等</u>の内容が当該顧客に理解されるために必要な方法及び程度によって説明を行っているか。</p> <p>10-4 業務運営の状況に関して報告・改善を求める場合の留意事項</p> <p>10-4-3 顧客情報管理</p> <p>(1) 規則第 77 条第 1 項第 6 号に規定する「必要かつ適切な措置」とは、金融分野ガイドライン第 8 条、第 9 条及び第 10 条並びに実務指針 I、II、III 及び別添 2 の規定に基づく措置とする。</p> <p>(2) 規則第 77 条第 1 項第 7 号に規定する「その他の特別の非公開情報」</p>	<p>(1) (略)</p> <p>(2) 説明方法  <u>契約締結前交付書面又は契約変更書面の交付</u>に関し、特定信託契約を締結する前に、あらかじめ、顧客(特定投資家（準用金融商品取引法第 34 条の 2 第 5 項の規定により特定投資家以外の顧客とみなされる者を除き、準用金融商品取引法第 34 条の 3 第 4 項（準用金融商品取引法第 34 条の 4 第 4 項において準用する場合を含む。）の規定により特定投資家とみなされる者を含む。）を除く。)に対して、その知識、経験、財産の状況及び特定信託契約を締結する目的に照らし、書面の内容が当該顧客に理解されるために必要な方法及び程度によって説明を行っているか。</p> <p>10-4 業務運営の状況に関して報告・改善を求める場合の留意事項</p> <p>10-4-3 顧客情報管理</p> <p>(1) 規則第 77 条第 6 号に規定する「必要かつ適切な措置」とは、金融分野ガイドライン第 8 条、第 9 条及び第 10 条並びに実務指針 I、II、III 及び別添 2 の規定に基づく措置とする。</p> <p>(2) 規則第 77 条第 7 号に規定する「その他の特別の非公開情報」とは、</p>

改正案	現行
<p>とは、労働組合への加盟、民族又は性生活に関する情報をいい、「適切な業務の運営の確保その他必要と認められる目的」とは、金融分野ガイドライン第5条第1項各号に列挙する場合をいう。</p>	<p>労働組合への加盟、民族又は性生活に関する情報をいい、「適切な業務の運営の確保その他必要と認められる目的」とは、金融分野ガイドライン第5条第1項各号に列挙する場合をいう。</p>